


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成 25年7 月30日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
宮崎県 (有)黒潮ポーク 養豚事業者による低タンパク配合飼料による豚のふん尿処理からのN2O 排出抑制			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	有限会社 黒潮ポーク(ユウゲンガイシャ クロシオ ポーク)		
住所	宮崎県日南市大字萩之嶺 6186 番地 2		
代表者氏名	澁谷 秀行	代表者役職	取締役 社長
担当者氏名	澁谷 秀行	担当者 所属部署・役職	取締役 社長
担当者 E-mail	h.shibuya@kyodo-shiryo.co.jp	担当者電話番号	090-5191-0469
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	協同飼料株式会社		
プロジェクト参加者名	志布志飼料株式会社		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	有限会社 黒潮ポーク		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	SGSジャパン株式会社		
検証機関名	SGSジャパン株式会社		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	0187
プロジェクト登録日	平成 24 年 2 月 28 日
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】 従来の慣用飼料である肥育仕上飼料ではなく、低タンパク配合飼料を利用することによって豚のふん尿処理からのN2O 排出抑制を図る。</p> <p>【適格性基準との整合性】 条件1:低タンパク配合飼料を給餌する家畜は「肥育豚」である。 条件2:プロジェクト実施前は慣用飼料を給餌していた。 プロジェクト実施後のCP含有率は把握可能であり、当該飼料中の窒素含有率2.40%、CP含有率15.0%である。 ※「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼料安全法)」により、“飼料表示表のCPはケルダール法によって全窒素を定量し、これに6.25を乗じて得たものの試供品の重量に対する百分率を求め、これを粗タンパク質(CP)とする。”と規定されている。よって、CP15.0%から窒素含有率を逆算で求めると、$15.0\% \div 6.25 = 2.4\%$となる。</p> <p>条件3:プロジェクト実施前後で排泄物管理が変わらず、処理方法は攪拌発酵処理。</p> <p>条件4:プロジェクト実施時に使用する低タンパク配合飼料は、窒素含有率1.92%でそのCP含有率は12.0%であり、慣用飼料に比べてCP含有率が2.40%から1.92%に低減。</p> <p>条件5:プロジェクト実施前後で、飼料の種類及び給餌量以外の飼養全般について温室効果ガスの排出量に影響を及ぼす変更はない。</p> <p>条件6:飼養畜種はハイブリッド豚であり、肉質の改善はあるものの肥育豚における排泄物管理等には変更はない。</p> <p>条件7:プロジェクト実施前に使用していた慣用飼料及びプロジェクトで使用する低タンパク配合飼料の給餌量は、「日本飼養標準」に基づき定める慣行レベル(標準CP値)を上回らない。</p> <p>【法令遵守状況】 感染性廃棄物等の処理(廃棄物処理法)</p> <p>【採用技術】</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

		低タンパク飼料の給与 【モニタリング方法】 飼料保証票にて把握 【GHG 算定式の方法論への準拠性】 算定式および算定のためのモニタリング方法は全て方法論L001に従う。 【モニタリング体制】 モニタリングの実施、報告書作成、承認は黒潮ポークの肥育農場、生産統括部、総務部がそれぞれの役割に従って実施した。 【QA / QC 体制】 (有)黒潮ポークにおいて、各種のデータの保管や教育等QA-QCに必要となる事項について確実な実施を行うと共に、協同飼料(株)の担当者による内部監査を定期的に実施した。 (その他特筆すべき事項)					
モニタリング結果概要 ²		<input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 (その他特筆すべき事項) 2013 年 5 月 10 日に改訂された方法論に準拠するため、既を取得していたモニタリングデータを利用し、GHG 算定の再計算を行った。					
適用モニタリング方法 ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (排出削減プロジェクト用) ver.4.0					
適用方法論		方法論番号		No. E. <u> L 0 0 1 ver.3.0 </u>			
		方法論名称		低タンパク配合飼料利用による豚のふん尿処理からのN2O排出抑制			
モニタリング結果							
モニタリング期間		2009年 4月 1日～ 2012 年 8月 31日					
<方法論R001・R002・R003のみ>							
モニタリング対象面積							
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	0	9.8	49.0	40.0	16.9	115.7
認証依頼削減・吸収量		<u> 115.7 t-CO2³ </u>					

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名: <u> 有限会社 黒潮ポーク </u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VÉR)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。 □ 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 □ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VÉR)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

	<p>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。</p> <p style="padding-left: 20px;">あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> ホームページ ホームページ URL: _____</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 出版物 (環境報告書/定期刊行物)</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。</p> <p style="padding-left: 80px;">制度名: _____</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> その他</p> <p style="padding-left: 80px;">具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他社に譲渡していないもの)は除きます。</p>
--	--

ダブルカウント防止措置責任者 (プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要)			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上